

長野県告示第606号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成20年11月20日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県中野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年11月6日

長野県知事 村井 仁

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宮村湯田中停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下高井郡山ノ内町大字佐野字谷地613番の1地先から 下高井郡山ノ内町大字佐野字谷地684番の1地先まで	旧	6.4～9.0 m	0.0962 km
同 上	新	11.0～13.0	0.0962

道路管理課

長野県告示第607号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

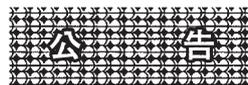
その関係図面は、告示の日から平成20年11月20日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県中野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年11月6日

長野県知事 村井 仁

- 1 路線名 宮村湯田中停車場線
- 2 供用を開始する区間
下高井郡山ノ内町大字佐野字谷地685番の1地先から
下高井郡山ノ内町大字佐野字谷地684番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成20年11月6日

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年11月6日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成20年10月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人北信州・ふるさと古民家を住み継ぐ会
- 3 代表者の氏名
川島直樹
- 4 主たる事務所の所在地
中野市大字永江4269番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、長野県内外の人々に対して、北信州に多く残存する古民家の保持保存の重要性に関する啓発事業を行い、日本の農耕庶民文化の集大成とも言える古民家の保持保存に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年11月6日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド佐久店
佐久市大字岩村田字下樋田1788-2 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社 ヤマダ電機
群馬県高崎市栄町1-1
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名 (法人の場合)	住所
株式会社 ヤマダ電機	山田昇	群馬県前橋市日吉町4-40-11

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
株式会社 ヤマダ電機	山 田 昇	群馬県高崎市栄町1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業を行う者の氏名(名称)	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
株式会社 ヤマダ電機	山 田 昇	群馬県前橋市日吉町4-40-11

(変更後)

小売業を行う者の氏名(名称)	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
株式会社 ヤマダ電機	山 田 昇	群馬県高崎市栄町1-1

- 4 変更した年月日
平成20年7月3日
- 5 届出年月日
平成20年9月12日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成20年11月6日から平成21年3月6日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年11月6日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マル井ホームファッション佐久店
佐久市大字猿久保番屋前896-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社 ヤマダ電機
群馬県高崎市栄町1-1
- 3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
株式会社 ヤマダ電機	山 田 昇	群馬県前橋市日吉町4-40-11

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
株式会社 ヤマダ電機	山 田 昇	群馬県高崎市栄町1-1

- 4 変更した年月日
平成20年7月3日
- 5 届出年月日
平成20年9月12日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成20年11月6日から平成21年3月6日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年11月6日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド上田店
上田市踏入2-1138-12 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社 ヤマダ電機
群馬県高崎市栄町1-1
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
株式会社 ヤマダ電機	山 田 昇	群馬県前橋市日吉町4-40-11

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
株式会社 ヤマダ電機	山 田 昇	群馬県高崎市栄町1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業を行う者の氏名(名称)	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
株式会社 ヤマダ電機	山 田 昇	群馬県前橋市日吉町4-40-11

(変更後)

小売業を行う者の氏名(名称)	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
株式会社 ヤマダ電機	山 田 昇	群馬県高崎市栄町1-1

4 変更した年月日

平成20年7月3日

5 届出年月日

平成20年9月12日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成20年11月6日から平成21年3月6日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年11月6日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド岡谷店

岡谷市長地源2-3234-1

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社 ヤマダ電機

群馬県高崎市栄町1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
株式会社 ヤマダ電機	山 田 昇	群馬県前橋市日吉町4-40-11

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
株式会社 ヤマダ電機	山 田 昇	群馬県高崎市栄町1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業を行う者の氏名(名称)	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
株式会社 ヤマダ電機	山 田 昇	群馬県前橋市日吉町4-40-11

(変更後)

小売業を行う者の氏名(名称)	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
株式会社 ヤマダ電機	山 田 昇	群馬県高崎市栄町1-1

4 変更した年月日

平成20年7月3日

5 届出年月日

平成20年9月12日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成20年11月6日から平成21年3月6日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年11月6日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド茅野店
茅野市塚原2-3744-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
有限会社 牡丹館
茅野市塚原1-10-34
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
株式会社 ヤマダ電機	山 田 昇	群馬県前橋市日吉町4-40-11

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
株式会社 ヤマダ電機	山 田 昇	群馬県高崎市栄町1-1

- 4 変更した年月日
平成20年7月3日
- 5 届出年月日
平成20年9月12日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成20年11月6日から平成21年3月6日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年11月6日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド伊那店
伊那市上新田2031-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社 ヤマダ電機

群馬県高崎市栄町1-1

- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
株式会社 ヤマダ電機	山 田 昇	群馬県前橋市日吉町4-40-11

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
株式会社 ヤマダ電機	山 田 昇	群馬県高崎市栄町1-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業を行う者の氏名(名称)	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
株式会社 ヤマダ電機	山 田 昇	群馬県前橋市日吉町4-40-11

(変更後)

小売業を行う者の氏名(名称)	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
株式会社 ヤマダ電機	山 田 昇	群馬県高崎市栄町1-1

- 4 変更した年月日
平成20年7月3日
- 5 届出年月日
平成20年9月12日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成20年11月6日から平成21年3月6日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年11月6日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド飯田店
飯田市上郷飯沼1965-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社 コクサイ産業
飯田市上郷飯沼3472-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
株式会社 ヤマダ電機	山 田 昇	群馬県前橋市日吉町4-40-11

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
株式会社 ヤマダ電機	山 田 昇	群馬県高崎市栄町1-1

- 4 変更した年月日
平成20年7月3日
- 5 届出年月日
平成20年9月12日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成20年11月6日から平成21年3月6日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年11月6日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド塩尻店
塩尻市大字広丘野村1787-25 外

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
征矢野木材 株式会社
東京都江東区木場2-9-3
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
株式会社 ヤマダ電機	山 田 昇	群馬県前橋市日吉町4-40-11

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
株式会社 ヤマダ電機	山 田 昇	群馬県高崎市栄町1-1

- 4 変更した年月日
平成20年7月3日
- 5 届出年月日
平成20年9月12日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成20年11月6日から平成21年3月6日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年11月6日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド穂高店
安曇野市穂高1766 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社 ヤマダ電機
群馬県高崎市栄町1-1
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並び

に法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
株式会社 ヤマ ダ電機	山 田 昇	群馬県前橋市日吉町4-40-11

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
株式会社 ヤマ ダ電機	山 田 昇	群馬県高崎市栄町1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業を行う者の氏名(名称)	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
株式会社 ヤマ ダ電機	山 田 昇	群馬県前橋市日吉町4-40-11

(変更後)

小売業を行う者の氏名(名称)	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
株式会社 ヤマ ダ電機	山 田 昇	群馬県高崎市栄町1-1

4 変更した年月日

平成20年7月3日

5 届出年月日

平成20年9月12日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観
光課

7 縦覧の期間

平成20年11月6日から平成21年3月6日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日
付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観
光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年11月6日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド長野本店

長野市大字高田字高田1889-1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社 ヤマダ電機
群馬県高崎市栄町1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
株式会社 ヤマ ダ電機	山 田 昇	群馬県前橋市日吉町4-40-11

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
株式会社 ヤマ ダ電機	山 田 昇	群馬県高崎市栄町1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業を行う者の氏名(名称)	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
株式会社 ヤマ ダ電機	山 田 昇	群馬県前橋市日吉町4-40-11

(変更後)

小売業を行う者の氏名(名称)	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
株式会社 ヤマ ダ電機	山 田 昇	群馬県高崎市栄町1-1

4 変更した年月日

平成20年7月3日

5 届出年月日

平成20年9月16日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観
光課

7 縦覧の期間

平成20年11月6日から平成21年3月6日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日
付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観
光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年11月6日

長野県知事 村 井 仁

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド長野南店
長野市稲里町中央3-1-1
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
共和観光 株式会社
松本市女鳥羽2-1-2
- 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
株式会社 ヤマダ電機	山 田 昇	群馬県前橋市日吉町4-40-11

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
株式会社 ヤマダ電機	山 田 昇	群馬県高崎市栄町1-1

- 変更した年月日
平成20年7月3日
- 届出年月日
平成20年9月16日
- 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 縦覧の期間
平成20年11月6日から平成21年3月6日まで
- 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年11月6日

長野県知事 村 井 仁

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズタウン若里
長野市若里3-22-1
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
京阪神不動産 株式会社
大阪府大阪市中央区瓦町4-2-14
- 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業を行う者の氏名(名称)	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
株式会社 北越ケーズ	山 本 邦 彦	新潟県新潟市河渡庚135-1
株式会社 原信	原 和 彦	新潟県長岡市坂之上町1-4-3
株式会社 コダマ	児 玉 勇 雄	新潟県新潟市西区大野町3269
株式会社 ユニクロ	柳 井 正	山口県山口市佐山717-1
株式会社 ハニーズ	江 尻 義 久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1
株式会社 ライトオン	藤 原 政 博	茨城県つくば市吾妻1-11-1
株式会社 マルシェ	阿 部 学	東京都中央区日本橋堀留町2-3-8
株式会社 エフコーポレーション	別 所 秀 一 郎	長野県長野市平林398-1
株式会社 ミヤガワ	宮 川 昌 之	長野県長野市大字高田南高田1735-5

(変更後)

小売業を行う者の氏名(名称)	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
株式会社 北越ケーズ	山 本 邦 彦	新潟県新潟市河渡庚135-1
株式会社 原信	原 和 彦	新潟県長岡市中興野18-2
株式会社 コダマ	児 玉 勇 雄	新潟県新潟市西区大野町3269
株式会社 ユニクロ	柳 井 正	山口県山口市佐山717-1
株式会社 ハニーズ	江 尻 義 久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1
株式会社 ライトオン	藤 原 政 博	茨城県つくば市吾妻1-11-1
株式会社 マルシェ	阿 部 学	東京都中央区日本橋堀留町2-3-8
株式会社 エフコーポレーション	別 所 秀 一 郎	長野県長野市平林398-1
株式会社 ミヤガワ	宮 川 昌 之	長野県長野市大字高田南高田1735-5

- 4 変更した年月日
平成20年10月1日
- 5 届出年月日
平成20年10月15日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成20年11月6日から平成21年3月6日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年11月6日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド中野店
中野市大字吉田字新井境711-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
有限会社 藤沢
中野市大字新井413-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名(法人の場合)	住 所
株式会社 ヤマダ電機	山 田 昇	群馬県前橋市日吉町4-40-11

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名(法人の場合)	住 所
株式会社 ヤマダ電機	山 田 昇	群馬県高崎市栄町1-1

- 4 変更した年月日
平成20年7月3日
- 5 届出年月日
平成20年9月11日
- 6 届出書の縦覧の場所

- 長野県商工労働部産業政策課又は長野県北信地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成20年11月6日から平成21年3月6日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県北信地方事務所商工観光課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年11月6日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
原信中野ショッピングセンター
中野市大字西条字吉原572-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社 原信
新潟県長岡市中興野18-2
株式会社 モリキ
長野県飯山市南町13-3
株式会社 はなおか
長野県上田市中央3-8-1
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名(法人の場合)	住 所
株式会社 原信	原 和 彦	新潟県長岡市坂之上町1-4-3
株式会社 モリキ	森 高 明	長野県飯山市南町13-3
株式会社 はなおか	花 岡 正 一	長野県上田市中央3-8-1

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名(法人の場合)	住 所
株式会社 原信	原 和 彦	新潟県長岡市中興野18-2
株式会社 モリキ	森 高 明	長野県飯山市南町13-3
株式会社 はなおか	花 岡 正 一	長野県上田市中央3-8-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業を行う者の氏名(名称)	代表者氏名(法人の場合)	住所
株式会社 原信	原 和 彦	新潟県長岡市坂之上町1-4-3
株式会社 大創産業	矢 野 博 丈	広島県東広島市西条町大字吉行字向1-60
株式会社 モリキ	森 高 明	長野県飯山市南町13-3
株式会社 はなおか	花 岡 正 一	長野県上田市中央3-8-1
株式会社 長野カラー現像所	野 崎 公 夫	長野県長野市三輪田1283

(変更後)

小売業を行う者の氏名(名称)	代表者氏名(法人の場合)	住所
株式会社 原信	原 和 彦	新潟県長岡市中興野18-2
株式会社 大創産業	矢 野 博 丈	広島県東広島市西条町大字吉行字向1-60
株式会社 モリキ	森 高 明	長野県飯山市南町13-3
株式会社 はなおか	花 岡 正 一	長野県上田市中央3-8-1
株式会社 長野カラー現像所	野 崎 公 夫	長野県長野市三輪田1283

4 変更した年月日

平成20年10月1日

5 届出年月日

平成20年10月15日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県北信地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成20年11月6日から平成21年3月6日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県北信地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年11月6日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

高島ファッションモール
諏訪市高島4-1517-1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所

株式会社 しまむら
埼玉県さいたま市北区宮原町2-19-4

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称(氏名)及び住所

株式会社 しまむら
埼玉県さいたま市北区宮原町2-19-4

株式会社 アベイル

埼玉県さいたま市北区宮原町2-19-4

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成21年5月17日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,279平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 208台

(2) 駐輪場の収容台数 45台

(3) 荷さばき施設の面積

48平方メートル

面積の合計は1平方メートル未満切り捨て

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

33立方メートル

容量の合計は1立方メートル未満切り捨て

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社 しまむら	午前10時	午後9時
株式会社 アベイル	午前10時	午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後9時15分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

14か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

8 届出年月日

平成20年9月16日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

10 縦覧の期間

平成20年11月6日から平成21年3月6日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

平成20年8月22日、東筑摩郡波田町による扇子田地区の土地改良事業の施行について同意しました。

平成20年11月6日

長野県松本地方事務所長 鎌田 泰太郎

農地整備課

公告

平成20年10月28日、上高井郡小布施町による小布施地区の土地改良事業の施行について同意しました。

平成20年11月6日

長野県長野地方事務所長 轟 好人

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年11月6日

長野県立駒ヶ根病院長 樋掛 忠彦

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

パルス波治療器 一台

(2) 物品等の特質

仕様書のとおり

(3) 納入期限

平成20年11月21日

(4) 納入場所

長野県立駒ヶ根病院

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

(5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

駒ヶ根市下平2901

長野県立駒ヶ根病院 事務部

電話 0265 (83) 3181 内線 123

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年11月17日（月）午後2時

イ 場所 長野県立駒ヶ根病院 病棟管理室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

病院事業局

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年11月6日

長野県諏訪建設事務所長 八幡義雄

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

蛍光X線分析装置 1台

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 納入期限

平成21年1月30日

(4) 納入場所

諏訪市大字豊田字湖畔1866-1

諏訪湖流域下水道豊田終末処理場

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有すること。

3 入札説明書及び仕様書の交付及び交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

(1) 入札説明書及び仕様書の交付

本公告に係る入札に参加しようとする者の申請により入札に参加する者1人に対し、1部を無償で交付します。なお、郵送により交付を希望する場合には、当該郵便料を添えて申請してください。

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

諏訪市上川1丁目1644-10

長野県諏訪建設事務所 総務課

電話 0266(57)2933

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年11月18日(火) 午後2時

イ 場所 長野県諏訪合同庁舎 5階503号会議室

(3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成20年11月14日(金) 午後5時

イ 場所 長野県諏訪合同庁舎 専用郵便番号 392-8601

長野県諏訪建設事務所 総務課

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

生活排水課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年11月6日

長野県立総合リハビリテーションセンター所長

木下久敏

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

オーダリングシステム 一式

(2) 物品等の特質

仕様書のとおり

(3) 借入期間

平成21年3月1日から平成26年2月28日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

長野市大字下駒沢618-1

長野県立総合リハビリテーションセンター

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 借入をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- (5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。
- 3 入札説明書の交付期間
平成20年11月6日(木)から平成20年12月15日(月)までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで
- 4 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 381-8577
長野市大字下駒沢618-1
長野県立総合リハビリテーションセンター 管理部総務課
電話 026(296)3953 内線 355
- 5 一般競争入札参加資格確認申請書及び同添付書類等(以下「確認申請書等」という。)の受付期間、受付場所及び提出方法
- (1) 受付期間
平成20年11月18日(火)から平成20年11月21日(金)までの午前9時から午後5時まで
- (2) 受付場所
4の場所
- (3) 提出方法
持参の上、1部提出してください。
- 6 入札説明会
実施しません。
- 7 入札手続等
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成20年12月17日(水) 午前10時
イ 場所 長野県立総合リハビリテーションセンター
3階会議室
- (3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所
ア 日時 平成20年12月16日(火) 午後5時(必着)
イ 場所 4の場所
- (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項

各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (7) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- 8 その他
- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県立総合リハビリテーションセンター所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 一般競争入札参加資格の格付けを受けていない者の参加
2の(2)に掲げる一般競争入札参加資格の格付けを受けていない者であっても、5の確認申請書等を提出できますが、入札に参加するためには、入札の日までに当該参加資格の格付けを受け、当該格付けを受けたことを確認できる書類を提出しなければなりません。
- (3) その他
詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
Ordering System 1 set
- (2) Lease Duration:
From March 1, 2009 until February 28, 2014
- (3) Delivery place:
Nagano Prefectural General Rehabilitation Center
- (4) Contact place for information about the tender;
description / conditions / and other inquires:
General Affairs Division, Administration Department,
Nagano Prefectural General Rehabilitation Center
618-1 Shimokomazawa Nagano City Nagano Prefecture
Zip Code: 381-8577
TEL:026(296)3953 (Ext.355)
- (5) Time and Place for the tendering and opening of the bid:
Time: 10:00 a.m. December 17, 2008
Place: The third floor conference room
Nagano Prefectural General Rehabilitation Center
618-1 Shimokomazawa Nagano City Nagano Prefecture
Zip Code: 381-8577

障害福祉課